

第37回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成21年9月11日（金）午後4時00分～午後4時35分

2 場 所 大阪キャッスルホテル6階 鳳凰の間

3 出席者

(1)委員 池田委員、稲岡委員、加藤委員、難波委員、馬場委員、向山委員

(2)事務局 経済局：山田商業立地担当課長 城東区：奥野総合企画担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1)「シーサイドレジデンスコスモスクエア駅前」〔新設〕

(2)「ライフ喜連瓜破店」〔閉店時刻及び駐車場利用時間の変更〕

(3)「ライフ野田店」〔閉店時刻及び駐車場利用時間の変更〕

(4)「ライフ関目店」〔閉店時刻及び駐車場利用時間の変更〕

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から意見等があった。

主な意見等は次のとおり

「シーサイドレジデンスコスモスクエア駅前」

- ・ 駐輪場が建物1階の店舗裏側にあり、建物西側道路から離れているため、駐輪場の位置がわかりにくい。来客者が建物西側道路等における駐輪を行わないよう適切に誘導すると共に、駐輪場に不足が生じた場合は、速やかに適切な措置を講じて欲しい。
- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、特に深夜営業については、交通、騒音等の対策をはじめ、犯罪や非行の防止等についても地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努められたい。

「ライフ喜連瓜破店」「ライフ野田店」「ライフ関目店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるので、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(3) 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について、報告を行った。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況（報告事項）

7 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当

(電話) 06 - 6208 - 8967